

有料道路における障害者割引制度の郵送手続きについて ～申請からご利用までの流れ～

1. 「郵送での手続きを希望すること」を障害福祉課又は各総合支所市民生活課福祉係に連絡してください。



2. 障害福祉課又は各総合支所市民生活課福祉係から「有料道路における障害者割引制度のご案内」を郵送します。



3. 「有料道路における障害者割引制度のご案内」が届いたら、「有料道路における障害者割引制度のご案内」（3ページ「申請書の記入方法について」）を参考に、（11ページ「有料道路障害者割引申請書兼E T C利用申請書」）に必要事項を記入してください。



4. 次のページの【有料道路における障害者割引の手続きに必要なもの】の写しを同封の上、障害福祉課又は各総合支所市民生活課福祉係に郵送してください。



5. 割引要件の適用要件を満たしているかなど内容を確認後、「有料道路障害者割引申請書兼E T C利用申請書」（お客さま用）、車両番号等を記載したシールを郵送します。

（※E T Cを利用される方のみ）

E T C利用対象者証明書（事業者送付用）、高速道路会社宛の封筒



6. シール等が届いたら、身体障害者手帳の「備考欄」又は療育手帳の「予備欄」にシールを貼り付けてください。



（※E T Cを利用される方のみ）

7. 高速道路会社宛の封筒に84円切手を貼って、郵便ポストに投函してください。高速道路会社宛の封筒には、E T C利用対象者証明書（事業者送付用）が入っています。

後日、有料道路E T C割引登録係からE T Cでのご利用が可能となる日が書面にて通知されます。（投函より2週間程度かかります。ご利用が可能となる日より前にE T Cレーンが無線通行されますと割引が適用されませんので、ご注意ください。書面が届くまでの間は、料金所係員のいるレーンで係員に手帳の必要事項が記載された箇所を呈示いただくか、手帳をお渡しくください。）

【有料道路における障害者割引の手続きに必要なもの】

(1) ETCを利用されない場合

- ①身体障害者手帳又は療育手帳
- ②自動車検査証又は軽自動車届出済証
- ③運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ）※1
- ④「有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書」（11～12ページ）

(2) ETCを利用される場合

- ①身体障害者手帳又は療育手帳
- ②自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
- ③運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ）※1
- ④ETCカード（障害者ご本人名義のもの）
- ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）
- ⑥「有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書」（11～13ページ）

※登録できる自動車は障害者の方お1人につき、1台であり、割引が適用されるのは、登録車両でのご利用に限ります。

※対象となる自動車など割引制度の内容については、「有料道路における障害者割引制度のご案内」（4ページ「割引制度の内容」）をご確認ください。

※1 手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」が第1種の方は、障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が乗車される場合、割引の対象です。第2種の方は、障害者ご本人が運転される場合に限り、割引の対象です。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【担当】 深谷市役所 障害福祉課 給付係
048-571-1011